

平成 2 3 年 第 6 回

仙 北 市 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

平成 2 3 年 4 月 7 日 (木) 開 催

仙 北 市 農 業 委 員 会

平成23年 第6回仙北市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成23年4月7日(木) 午前9時00分

2. 開催場所 仙北市役所西木庁舎総合開発センター集会室

3. 出席委員 (21人)

1番 佐藤 和	2番 新山 昌樹
3番 糸井 淳	4番 藤川 栄
5番 高橋 正美	6番 大山 久雄
7番 山手 善美	9番 千葉 惣永
10番 田村 圭紀	12番 青柳 良成
13番 布谷 次郎	14番 佐々木 英政
15番 門脇 博美	16番 倉橋 重基
17番 佐藤 孝典	19番 真崎 純孝
21番 山本 實	22番 藤村 隆清
24番 鈴木 八寿男	26番 藤村 紀章
27番 羽川 正幸	

4. 欠席委員 (6人)

8番 田村 博美	11番 澤田 信男
18番 伊藤 長三	20番 大石 徹治
23番 高橋 政敏	25番 小松 清記

5. 議事日程

第1 開会宣言

第2 会長挨拶

第3 議事録署名員並びに会議書記の指名

第4 会務諸報告

第 5

1. 報 告

(1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

(2) 農地法施行規則第32条の規定による届出について

2. 議 事

(1) 議案第19号

農地法第3条の規定による許可申請に対する可否決定について

(2) 議案第20号

農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について

(3) 議案第21号

農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について

(4) 議案第22号

農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画に対する意見決定について

(5) 議案第23号

農地の転用事実に関する照会について

(6) その他

第 6 閉 会

6. 事務局職員

事務局長 藤 原 一 良

補 佐 竹 下 義 博

主 任 藤 原 正 輝

主 任 小 木 田 満 洋

7. 書 記

主 任 小 木 田 満 洋

8. 議事録署名員

1 3 番 布 谷 次 郎

1 4 番 佐 々 木 英 政

9. 会議の概要

議 長 　　ただ今から平成23年第6回仙北市農業委員会総会を開会いたします。
始めに、3月11日の関東東北大震災で被災し、お亡くなりになられた方々に黙祷を捧げたいと思います。皆さんよろしく申し上げます。黙祷

議 長 　　ありがとうございました。3月11日は、私達も経験したことがない大地震、津波により太平洋側では甚大な被害を受けました。先月の30日に被災地へ炊き出しに行っていました。テレビで報道された様子とは全く違う光景を目の当たりにして、本当にこのようなことが起こるのかと感じてまいりました。皆さんにも義援金という形で御協力いただきました。本当にありがとうございました。今年は雪消えが遅く農作業も遅れるのではないかと考えております。先ほど数名の方と話をしましたが、自粛自粛だけではこの世の中回っていかないと思います。被災地では大変だと思いますが、私達はやるべきことをやって、農業を活性化していきたいと思っております。

議 長 　　それでは、本日の総会への出席委員は21名、欠席委員は6名でございます。よって、本総会は、定足数に達しております。

議 長 　　次に議事録署名員並びに会議書記の指名をこちらから指名してよろしいでしょうか。

『異議なし』の声

議 長 　　それでは議事録署名員に13番布谷委員、14番佐々木委員兩名を指名

します。会議書記には小木田主任を指名します。

本日の会議の日程につきましては、お手元に配布している議事日程に従って進行いたします。ご異議ございませんか。

『異議なし』の声

議 長 異議なしと認めます。それでは日程4、会務諸報告をお願いします。

藤原局長 《会務諸報告の朗読及び説明》（9時17分）

議 長 ありがとうございます。それでは日程5、報告に入りたいと思います。説明をお願いします。

小木田主任 資料に基づいて説明します。報告1、農地法第3条の3第1項の規定による届出について。農地法第3条の3第1項の規定による届出について、受理した旨通知したので報告します。2件届出がありました。1件目、届出者が〇〇地区の〇〇さん。届出土地が〇〇。地目が田の69㎡。旧所有者が〇〇さんで、時効取得による所有権の取得となっております。2件目、届出者が〇〇地区の〇〇さん。届出土地が〇〇他7筆。旧所有者が〇〇さんで相続により共有持分である9分の2の所有権取得となっております。続きまして報告2、農地法施行規則第32条の規定による届出について。農地法施行規則第32条の規定による届出がありましたので報告します。届出者が〇〇地区の〇〇さん。届出土地が〇〇と〇〇の2筆。面積が295㎡のうち128㎡。農業用施設の目的は農機具格納庫です。施設の概要は農業用施設用地128㎡。農業用施設1棟となっております。以上です。

議 長 説明が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

『無し』の声

議 長 無いようですので、議事に入りたいと思います。議案第19号、農地法第3条の規定による許可申請に対する可否決定を上程します。説明をお願

いします。

藤原局長 議案第19号、農地法第3条の規定による許可申請に対する可否決定について。農地法第3条の規定により、別紙のとおり許可申請があったので審議のうえ許可の可否を求める。平成23年4月7日提出。仙北市農業委員会会長、羽川正幸。

小木田主任 議案第19号について説明します。整理番号1番。農地の所在が〇〇。登記簿現況共に田の140㎡。3条有償移転の案件でございます。譲渡人が〇〇地区の〇〇さん75才。譲受人が〇〇地区の〇〇さん39才。申請事由は譲渡人が相手方の要望。譲受人が経営規模の拡大となっております。受入世帯の稼働人員は6人中2人が農作業従事。備考といたしまして、売買価格が10a当たり664,286円の総額93千円となっております。続きまして整理番号2番。農地の所在が〇〇。登記簿現況共に田の120㎡。3条有償移転の案件でございます。譲渡人が整理番号1番と同じく〇〇さん。譲受人が〇〇地区の〇〇さん60才。申請事由は譲渡人が相手方の要望。譲受人が経営規模の拡大となっております。受入世帯の稼働人員は4人中2人が農作業従事。備考といたしまして、売買価格が10a当たり666,667円の総額8万円となっております。続きまして整理番号3番。農地の所在が〇〇。登記簿山林、現況田の264㎡。合計14筆の5,210㎡。3条賃貸借新規の案件でございます。賃貸人が〇〇地区の〇〇さん82才。賃借人が〇〇地区の〇〇さん58才。申請事由は賃貸人が労力不足、賃借人が経営規模の拡大となっております。受入世帯の稼働人員は5人中2人が農作業従事。備考といたしまして、賃借料が10a当たり15千円の年額78,150円。期間が許可日より5年間となっております。続きまして整理番号4番。農地の所在が〇〇。登記簿現況共に田

の620㎡。合計7筆の2,562㎡。3条賃貸借新規の案件でございます。賃貸人が〇〇地区の〇〇さん83才。賃借人が同じく〇〇地区の〇〇さん74才。申請事由は賃貸人が高齢化による経営縮小。賃借人が経営規模の拡大となっております。受入世帯の稼働人員は2人中2人が農作業従事。備考といたしまして、賃借料が10a当たり1万円の年額25,620円。期間が許可日より5年間となっております。続きまして整理番号5番。農地の所在が〇〇。登記簿現況共に田の95㎡。合計3筆の19,886㎡。3条使用貸借新規の案件でございます。貸付人が〇〇さん63才。借受人が〇〇さん31才。〇〇地区在住の親子でございます。申請事由は経営移譲年金受給のため、経営主宰となっております。世帯の稼働人員は5人中3人が農作業従事。備考といたしまして、期間が許可日より10年間となっております。議案第19号の各案件につきまして、農地法第3条第2項各号に該当しない旨ご報告します。以上です。

議長 説明が終わりました。現地確認報告をお願いします。始めに整理番号1番、2番についてですが、担当の18番伊藤委員が欠席ですので3条調書を参考にさせていただきたいと思います。整理番号3番について、12番青柳委員をお願いします。

12番青柳 《整理番号3番について、3条調書に基づき現地確認報告》

議長 続きまして、整理番号4番、13番布谷委員をお願いします。

13番布谷 《整理番号4番について、3条調書に基づき現地確認報告》

議長 続きまして、整理番号5番についてですが、担当の11番澤田委員が欠席ですので、3条調書を参考にさせていただきたいと思います。現地確認報告が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議長 無いようですので、議案第19号については許可することにご異議ございませんか。

『異議無し』の声

議長 異議無しと認めます。よって議案第19号については許可することに決定します。 (9時56分)

議長 続きまして議案第20号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを上程します。説明をお願いします。

藤原局長 議案第20号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について。農地法第4条第1項の規定により、別紙のとおり許可申請があったので審議のうえ許可の可否を求めるものです。平成23年4月7日提出。仙北市農業委員会会長、羽川正幸。

竹下補佐 議案第20号について説明します。整理番号1番、農地の所在が〇〇。登記簿現況共に田。他1筆の合計面積が620㎡。申請者が〇〇地区の〇〇さん。転用目的が建築用資材倉庫。転用理由は、現在の建築資材倉庫は借地にあるため、自己所有地である当該地に建築したいということです。続きまして整理番号2番、農地の所在が〇〇。登記簿現況共に畑の804㎡。申請人が有限会社〇〇。転用目的は堆肥置場建築のため。転用理由は、現在農業を経営しており、以前より農業用に堆肥を収集及び醗酵処理をする場所を検討しており近くに建設を予定していたが、自己所有地である本申請地に堆肥置場を設置することとしたとなっております。詳細については別冊資料に基づいて説明いたします。整理番号1番ですが、中山間地域の公共投資の行われていない生産性の低い農地でございます。案内図と見取り図をご覧ください。申請地の北側は水路。西側が市道。南側が原野。東側が池沼です。事業計画ですが、事業費が4,935千円。資金計画は

借入金で対応となっています。被害防除計画ですが、若干砂利を敷き隣接土地への被害を防除する計画です。配置ですが、資材置場の東、西側に堆雪場、南側に駐車スペースとなっております。農地区分といたしましては、第2種農地に区分されます。続きまして整理番号2番ですが、この農地につきましては、平成9年から13年までの担い手育成事業の対象になっている農地です。隣接地は農地になっていますが、所有者からの同意を受けております。農地区分としては第1種農地になりますが、農業用施設の建築ということでの申請になります。事業費は800万円で自己資金での対応となっております。30cmほど盛土する計画です。配置図、見取り図、立面図は資料のとおりでございます。以上です。

議長 説明が終わりました。それでは現地確認報告に入ります。整理番号1番につきましては、16番倉橋委員お願いします。

16番倉橋 3月30日に現地を確認してまいりました。周辺の水利関係、その他について問題ないことを確認してまいりました。以上です。

議長 続きまして、整理番号2番につきましては、5番高橋委員お願いします。

5番高橋 3月29日に確認してまいりました。雪が多い場所ですので、申請者から説明を受けました。資料の図面には地下に埋設される装置もあるように見受けられたのですが、本人に聞いたところそのような計画はないとのことでした。近隣の方々が臭いや汚水の件で心配しているようでしたが、もしそのようなことで問題が起きた場合は即廃業し、建物については農機具の格納庫に使用するとのことでした。汚水については、タンクを設置して対応するとのことでした。以上です。

議長 現地確認報告が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

12番青柳 堆肥を作る材料について教えてください。

5 番 高橋 醤油粕を利用するとのことでした。

議 長 他にありませんか。

『無し』の声あり

議 長 無いようですので、議案第 20 号につきましては許可することにご異議
ございませんか。

『異議無し』の声

議 長 異議無しと認めます。よって、議案第 20 号については許可することに
決定します。 (9 時 52 分)

議 長 次に議案第 21 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
を上程します。説明をお願いします。

藤原局長 議案第 21 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見
決定について。農地法第 5 条第 1 項の規定により、別紙のとおり許可申請
があったので審議のうえ許可の可否を求めるものです。平成 23 年 4 月 7
日提出。仙北市農業委員会会長、羽川正幸。

竹下補佐 議案第 21 号について説明します。農地の所在が、〇〇。登記簿現況共
に田の 250 m²。合計 2 筆の 539 m²。所有権移転の案件でございます。
譲渡人が〇〇地区の〇〇さん。譲受人が〇〇地区の〇〇さん。転用目的は
一般個人住宅の建築。転用理由は、申請人夫婦と子の計 4 人世帯における
生活上の理由により、当該土地に住宅を新築したいとなっております。詳
細につきましては、別冊資料に基づいて説明します。場所は市道、〇〇沿
線上です。北側と東側が市道。西側が水路。南側が農地となっております。
事業費は 2,600 万円で自己資金と借入金で対応となっております。造
成の計画ですが、20 cm 造成するとのこと。被害防除計画については
緩衝地を設ける計画です。排水に関しては公共下水道を利用するとのこと

です。平面図、見取り図、立面図は資料のとおりです。農地区分といたしましては、第2種農地と判断されます。以上です。

議長 説明が終わりました。ここで現地報告をお願いしたいのですが、担当委員が欠席ですので事務局の説明を参考にさせていただきたいと思います。ご意見ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議長 無いようですので、議案第21号については、許可することにご異議ございませんか。

『異議無し』の声

議長 異議無しと認めます。よって議案第21号については許可することに決定します。 (9時57分)

議長 次に議案第22号、農用地利用集積計画に対する意見決定についてを上程しますが、利害関係者の退席を求めます。2番新山委員お願いします。

2番新山退席 (9時58分)

議長 説明をお願いします。

藤原局長 議案第22号。農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画に対する意見決定について。農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき、別紙のとおり農用地利用集積計画の策定について仙北市長より諮問を受けたので、審議のうえ意見の決定を求めるものです。平成23年4月7日提出。仙北市農業委員会会長、羽川正幸。

藤原主任 説明に入ります。整理番号12番。農地の所在が〇〇。登記簿現況共に田。面積が1,626㎡。合計15筆の17,934㎡。利用権設定新規の案件でございます。設定するのが〇〇地区の〇〇さん63才。受けるのが同じく〇〇地区の〇〇さん38才。利用目的は水田として。期間が5年

間。賃借料が10a当たり13,940円の年額25万円。備考といたしまして、〇〇さんは担い手です。営農類型は、稲作と肉用牛となっております。以上です。

議長 説明が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議長 無いようですので、整理番号12番についてはこのとおり策定することに決定します。新山委員の復帰をお願いします。

2番新山帰席（9時59分）

議長 次に整理番号14番、15番を上程しますが、利害関係者の退席を求めます。10番田村委員をお願いします。

10番田村退席（10時00分）

議長 説明をお願いします。

藤原主任 説明に入ります。整理番号14番。農地の所在が〇〇。登記簿現況共に田の2,157㎡。合計4筆の9,086㎡。利用権再設定の案件でございます。設定するのが〇〇地区の〇〇さん88才。受けるのが同じく〇〇地区の〇〇さん59才。利用目的は水田として。期間が6年間。賃借料が10a当たり12千円の年額109,032円。備考といたしまして、〇〇さんは認定農業者です。営農類型は稲作中心となっております。続きまして整理番号15番。農地の所在が〇〇。登記簿現況共に田。面積が2,432㎡。合計2筆の4,864㎡。利用権再設定の案件でございます。設定するのが〇〇地区の〇〇さん58才。受けるのが整理番号14番と同じく〇〇さん。利用目的は水田として。期間が6年間。賃借料は10a当たり12千円の年額58,464円となっております。以上です。

議長 説明が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議長 無いようですので、整理番号14番、15番はこのとおり策定することに決定します。田村委員の復帰をお願いします。

10番田村帰席（10時03分）

議長 次に、整理番号12番、14番、15番を除き、一括上程します。説明をお願いします。

藤原主任 所有権移転の案件から説明します。整理番号1番、農地の所在が〇〇。登記簿現況共に田の1,529㎡。移転するのが農業公社。受けるのが〇〇地区の〇〇さん46才。利用目的は水田として。売買価格は10a当たり523千円の総額80万円。備考といたしまして、〇〇さんは担い手です。営農類型は稲作と穀類。資金は自己資金での対応となっております。続きまして整理番号2番。農地の所在が〇〇。登記簿現況共に田の12,139㎡。合計4筆の37,030㎡。移転するのが〇〇地区の〇〇さん76才。受けるのが〇〇地区の〇〇さん66才。利用目的は水田として。売買価格が10a当たり40万円の総額14,812千円。備考といたしまして、〇〇さんは認定農業者です。営農類型は山ぶどう中心。資金は自己資金での対応となっております。続きまして整理番号3番。農地の所在が〇〇。登記簿現況共に田の933㎡。合計7筆の5,723㎡。移転するのが〇〇地区の〇〇さん62才。受けるのが〇〇地区の〇〇さん56才。利用目的は水田として。売買価格が10a当たり436,833円の総額250万円。備考といたしまして、〇〇さんは認定農業者です。営農類型は稲作と施設野菜。資金は自己資金での対応となっております。整理番号4番からはJAを通して農地を借り受ける案件でございます。農地の所在が〇〇。登記簿現況共に田の11,792㎡。合計2筆の12,777㎡。

設定するのが〇〇地区の〇〇さん74才。受けるのが同じく〇〇地区の〇〇さん54才。利用目的は水田として。期間が10年間。賃借料は10a当たり16千円の年額204,432円。備考といたしまして、〇〇さんは認定農業者です。営農類型は稲作中心となっております。続きまして整理番号6番。農地の所在が〇〇。登記簿現況共に田の5,978㎡。合計12筆の17,080㎡。設定するのが〇〇地区の〇〇さん70才。受けるのが同じく〇〇地区の〇〇さん58才。利用目的は水田として。期間は10年間。賃借料が10a当たり18千円の年額307,440円。備考といたしまして、〇〇さんは認定農業者です。営農類型は稲作中心となっております。整理番号8番からはJAを通さない利用権設定の案件でございます。農地の所在が〇〇。登記簿現況共に田の361㎡。合計3筆の2,976㎡。設定するのは〇〇地区の〇〇さん73才。受けるのが同じく〇〇地区の〇〇さん64才。利用目的は水田として。期間が10年間。賃借料は10a当たり米0.67俵の年額米2俵。備考といたしまして、〇〇さんは認定農業者です。営農類型は稲作中心となっております。続きまして整理番号9番。農地の所在が〇〇。登記簿現況共に田の947㎡。合計3筆の2,587㎡。設定するのが〇〇地区の〇〇さん58才。受けるのが同じく〇〇地区の〇〇さん58才。利用目的は水田として。期間は6年間。賃借料は10a当たり4千円の年額15,522円。備考といたしまして、〇〇さんは認定農業者です。営農類型は稲作中心となっております。続きまして整理番号10番。農地の所在が〇〇。登記簿現況共に田の750㎡。合計18筆の16,975㎡。設定するのが〇〇県の〇〇さん43才。受けるのが〇〇地区の〇〇さん61才。利用目的は水田として。期間が5年間。賃借料が10a当たり15千円の年額254,625円。備考

といたしまして、〇〇さんは認定農業者です。営農類型は稲作と施設野菜となっております。続きまして整理番号11番。農地の所在が〇〇。登記簿現況共に田の988㎡。合計4筆の3,292㎡。設定するのが〇〇地区の〇〇さん64才。受けるのが有限会社〇〇。利用目的は水田として。期間が3年間。賃借料が10a当たり13,706円の年額45,120円。備考といたしまして、営農類型が稲作、穀類、豆類となっております。整理番号12番は説明しましたので次に移りますが、整理番号13番からは再設定の案件でございますので説明は割愛させていただきます。以上です。

議長 説明が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議長 無いようですので、整理番号12番、14番、15番を除く計画につきましては、このとおり策定することに決定します。（10時14分）

議長 次に、議案第23号、農地の転用事実に関する照会についてを上程します。説明をお願いします。

藤原局長 議案第23号。農地の転用事実に関する照会について。地目変更登記申請に係る登記官からの照会が次のとおりあったので、審議のうえ意見の決定を求めるものです。平成23年4月7日提出。仙北市農業委員会会長、羽川正幸。

竹下補佐 説明します。申請地は〇〇。地目が畑の467㎡。申請人が〇〇地区の〇〇さん。変更後の地目が宅地。地目変更の日付が平成8年11月1日です。このことについて、資料に記載してある6項目について回答することになっております。3月31日に代理、農地委員長、澤田担当委員と事務局で現地調査を行っております。申請地の位置は資料に記載のとおりです。

図面に記載のとおり、申請地の一部に農作業場を増築した分が入っております。申請地の西側は水路、東側が市道、北側と南側が宅地です。以上です。

議長 説明が終わりました。現地確認報告を代理からお願いします。

代理 3月31日に私と農地委員長、澤田担当委員と事務局で現地を確認してまいりました。土地の現況が農地であるか否か。これに関しては農地ではないと確認しました。付近の農地への影響は全く無く、条件等から第2種農地と判断されます。農地としても生産性が低いこと等から、現状回復命令は出さないという判断をしてまいりました。このことについてご審議よろしくをお願いします。

議長 現地報告が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議長 無いようですので、議案第23号については現状回復命令は発しない旨法務局に回答することに決定します。(10時24分)

議長 予定されていた議案が終了しました。

(閉会)

議長 以上をもちまして平成23年第6回仙北市農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でした。(10時26分)

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違ないことを認め署名する。

平成23年 6月 7日

議 長 羽 川 正 幸

署 名 員 1 3 番 布 谷 次 郎

署 名 員 1 4 番 佐 々 木 英 政
